

36 24

編 號	F.020.	保 固 期 間	3	完 結 迄	20	永 水
--------	--------	------------------	---	-------------	----	--------

0246

綴
書
類

番
號
一
二
〇
號

(在神戸五男長經由) 株式会社川崎造船所
取締役社長 銚谷正輔 宛
軍艦熊野工事概括表変更認許件通知

省 副 官

昭和十一年 六月 八 日

軍令部

軍務局長 第一課長 局員

軍需局長
經理局長
人事局長

第一課長
第二課長
第三課長
第四課長
第五課長
第六課長
第七課長
第八課長
第九課長
第十課長

大臣 次

書記官

松永

提案 艦政本部長 官 11.5.29 武

總務部長

11.5.29 本

第一課長

第二課長

昭和十一年 五月二十八日起案 起案者 松 5.28 海軍省 第六三三號 發付 發付日

軍令	艦政	航空	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	月部
												受月日
												6 6 6
												大正 16 6 8 受 記 録

主務局 部 取扱者捺印

(海軍省統制甲) (花押)

五月十九日機密川宮第一五號、一七二三出願首題表認許相成候

起工九四（新橋）

進水二一〇一（四丁走二三上）

引渡二一〇三（新橋表通）（四一三三）

（終）

官庁

第20号

艦政本部

總務部

11.5.28

第一課長

海軍大臣

神戸海軍監督長

目下弊社ニ於テ建造中ノ圖書軍艦船野工事概括表ニ關シテハ昭和十年十月二十六日附官房機密第二四四五號ノ二ヲ以テ其ノ第三回改正御認許相續居候處今般工事ノ都合上更ニ別紙ノ通り改正仕度候ニ就而ハ何本御認許被成下度奉懇願候也

別紙 軍艦船野工事概括表 第四回改正 一葉 添付

神戸市湊東區東川崎町貳丁目拾四番地
株式会社川崎造船所
取締役社長 鑄谷正輔

艦本接受
11.5.25
515

神監
11.5.19
平次

昭和十一年五月十九日

電話

兵庫④三八八〇（加入數二〇）
兵庫⑤〇一二二（夜間用）

神戸市湊東區東川崎町二丁目
株式 川崎造船所

神監第...



軍艦熊野 工事概括表



第四回改正

第二號様式

工事名稱	着手期日	竣工期日	摘要
起工 (キール据付)		昭和 9 年 4 月 5 日	済
進 水		全 11 年 10 月 16 日	午前七時四十五分
主 機 械 積 込	昭和 11 年 3 月 5 日	全 11 年 4 月 23 日	済
罐 積 込	全 10 年 8 月 19 日	全 10 年 9 月 4 日	済
主 砲 積 込	全 12 年 1 月中旬	全 12 年 3 月下旬	
發 射 管 積 込	全 12 年 1 月中旬	全 12 年 1 月下旬	
豫 行 運 轉	全 12 年 7 月上旬	全 12 年 7 月上旬	
公 試 運 轉 (終末試験ヲ除ク)	全 12 年 7 月中旬	全 12 年 7 月中旬	
第一工事終了時期		全 12 年 9 月中旬	
第二工事終了時期		全 12 年 9 月下旬	
引 渡		全 12 年 10 月 31 日	

川船秘熊第 121 號 28 / 2
昭和拾壹年五月拾五日

備考 1. 豫定期日ヲ記入シ難キモノハ其理由ヲ摘要欄ニ記載スルモノトス。



入 渠	出 渠	入渠期間
第一回 昭和十二年六月上旬	昭和十二年七月上旬	約一ヶ月
第二回 全 十二年九月中旬	全 十二年九月下旬	約十日間

昭和九年三月廿八日附官房機密第六四八號ノ二認許

昭和九年十月十三日附官房機密第二三一二號ノ二認許 (第一回改正)

昭和十年七月廿六日川營第一五號ノ六六二申請 (第二回改正)

昭和十年十月廿六日附官房機密第二四四五號ノ二認許 (第三回改正)

7 年 10 月 15 日

0249

0250



望 希 務 主 先 定 指

昭和十一年五月廿八日起案
起案者 印者

(主務) 艦政本部 總務部 第一課



本 紙 配 付 先

總 二 課

艦 本 各 部 (除 六 部)

軍 需 局

經 理 局

人 事 局

軍 令 部

本 紙 還 付 日 時

十一年五月三十日午後 中 時迄

軍艦熊野工事概括表變更ノ件

別紙

(海軍省艦政本部様式第二) (花崎納)



海 軍

(9. 1 20.)

(海軍省造務規程樣式第二)

海軍

總本第
115
接裝64

11. 5. 26



昭和十一年五月八日起案 起案者 印者	(主務廳長本部總務課第一課)	指定先	主務希望
	本紙配付先	第二部長	本紙還付日時 十一年五月八日午後一時迄
第二課	本各課(除大務)	首席部員	軍艦開工事務新設機具ノ件
軍人 艦長 軍醫 軍需 軍務 軍令 軍法 軍紀 軍容 軍風 軍心 軍魂 軍威 軍容 軍風 軍心 軍魂 軍威	軍令 軍法 軍紀 軍容 軍風 軍心 軍魂 軍威		(第二課第二分課)
(海軍省庶務規程様式第二)			

海軍

秘

昭和十一年五月八日起案 起案者 印者 （主務廳政本部總務課第一課）	指定先 第三部長 首席部員 （陸大第一）	主務希望 本紙還付日時 十一月十日午前 時迄	軍艦野工事務新要員ノ件
--	---	---	--------------------

海軍

（海軍省總務課様式第二）

11.5.28



昭和十一年五月八日起案 起案者 捺印者	(主務) 陸軍本部總務部第一課	本紙配付先	第二課	陸軍各部(陸大部)	軍令部	軍部	軍部	軍部	軍部	軍部
------------------------------------	------------------------	--------------	------------	------------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

(海軍省廳務規程樣式第二)

艦四部
11.5.28
25受

0255



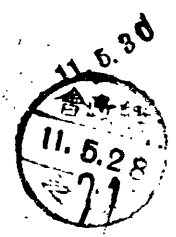
望 希 務 主		先 定 指	
軍艦附野工學機務要員ノ件 美ナヲ無ク 月 日 年		第五部長 員 軍 人 艦 軍 艦 艦 令 務 務 務 務 部 部 部 部 部 (主 務 艦 隊 本 部 機 務 部 第一 隊)	
		本 紙 還 付 日 時 十 一 年 五 月 十 日 午 前 十 時 迄	
昭 和 一 年 五 月 八 日 起 案 起 案 者 印 者		本 紙 配 付 先 二 部 艦 本 各 部 (附 大 部)	

海 軍

昭 和 一 年 五 月 八 日 受



昭和十一年五月八日起案 起案者 印者	(主務) 陸軍本部總務部第一課	指定先	主務希望
本紙配付先	陸軍本部(陸大務) 陸軍各局 陸軍各隊 陸軍各分隊 陸軍各分隊 陸軍各分隊 陸軍各分隊 陸軍各分隊	本紙還付日時 十一年五月八日午前時迄	軍務局工務課建築課員ノ件



(海軍省庶務規程様式第二)

海軍



0257



望 希 務 主 先 定 指

昭和十一年五月廿八日起案
松 案 者 印

(主 務) 陸軍本部總務部第一課



軍需局長
第一課長
第二課長



本 紙 還 付 日 時

十一年五月二十日午後一時迄

軍需局野工事務課長渡辺ノ介

本 紙 配 付 先

第二課

陸軍本部(陸大第)

軍需局

軍需局

軍需局

軍需局



(海軍省陸軍部様式第二) (花崎)

11.6
11.6
11.6

海 軍

(9. 1 20.)





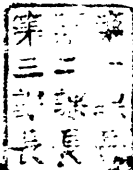
望 希 務 主 先 定 指

昭和十一年五月廿八日起案
松案者印

(上務) 陸軍本部總務部第一課



經理局長



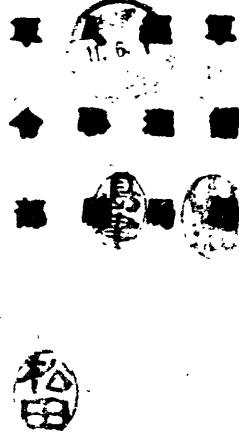
本紙還付日時

十一年五月三十日午後一時迄

軍艦勤務工事技術要領更ノ件

本紙配付先

第二課
陸軍本部(陸大第)



(海軍省臨時規程第二) (花崎納)



海軍

(9. 1 30.)



望 希 務 主 先 定 指

昭和十一年五月廿八日起案
起案者 印者

(主 務) 艦政本部總務部第一課



本 紙 配 付 先

(海軍省規程様式第二) (在場納)

人事局長 第一課長 局員

別 室

本 紙 還 付 日 時 十一年五月二十日午後四時迄

軍艦附野工事班補資費ノ件

海 軍



昭和十一年五月廿八日起案 起案者 松島 崎	(主務) 艦政本部總務部第一課	指定	軍令部	先定	總長 濟	次長	副官	主務希望	軍艦前野工事概括表變更ノ件	
本紙配付先	總二課	艦本各部(除六部)	軍需局	經理局	人事局	軍令部	本紙還付日時	① 陸	② ① 五月三十日午前	③ 中時迄

(海軍省總務部様式第二) (花)



海軍